

金融庁対策本部設置運営要領

1. 目的

この要領は、今般のイラク情勢に伴い金融庁に設置した対策本部の名称、組織、処理する事務の内容その他必要な事項について定めることを目的とする。

2. 対策本部の名称

対策本部の名称は、「金融庁対策本部」（以下「対策本部」という。）とする。

3. 対策本部の処理する事務

対策本部は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- イ 必要に応じて各部局の行う施策の総合調整に関すること。
- ロ 情報の収集及び伝達に関する事務の総括に関すること。
- ハ 政府の対策本部その他の関係機関との連絡調整に関すること。
- ニ その他本部長が必要と認める事務。

4. 対策本部の組織

(1) 対策本部構成員

- イ 対策本部の長（以下「本部長」という。）は、金融担当大臣とし、対策本部の事務を総括する。
- ロ 対策本部に副本部長、本部員、幹事及び庶務担当職員（対策本部の庶務を処理するため、予め指名された関係部の職員をいう。）を置く。
- ハ 副本部長は、副大臣及び長官とし、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。
- ニ 本部員及び幹事は、別添に掲げる官職にある者をもって充てる。

(2) 本部会議

- イ 対策本部に本部会議を置き、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- ロ 本部会議は、本部長が必要に応じて招集し、対策本部の処理する事務に関する重要事項の審議、調整等を行う。

(3) 幹事会

- イ 対策本部に幹事会を置き、総務企画局総務担当審議官及び幹事をもって構成する。
- ロ 幹事会は、総務企画局総務担当審議官が必要に応じて招集し、対策本部の事務について審議、調整等を行う。

5 . 庶務

- (1) 対策本部の庶務は、総務企画局総務課において処理するものとする。
- (2) 総務企画局総務課は、庶務担当職員の参集を求めることができる。

6 . 対策本部の廃止

対策本部は、本部長が適当と認めたときに廃止するものとする。